

令和 7 年度「南島原市農作業体験交流事業」実施要領

令和 7 年 5 月 8 日制定

令和 7 年 7 月 2 5 日一部改正

1. 目的

将来的に南島原市で就農する農業者を確保するため、南島原市内で農業を始めたい人に対し、南島原市農業委員会農作業体験交流部会会員のほ場等における農業体験や交流などの多様な体験を提供し、南島原市での就農意欲を高めるきっかけづくりを行うことを目的として「農作業体験交流事業」を実施する。

2. 農作業体験交流事業の対象者

次のいずれにも該当している方

- ① 南島原市内で農業を始めたい方
- ② 満 16 歳以上の方
- ③ 受入先会員の指示に従い、農作業体験を受けることのできる方
- ④ 心身ともに健康な方で、農作業体験を受けるにあたり支障のない方
- ⑤ 農作業体験に係る傷害保険に加入している方
- ⑥ 交流部会が別に定める事項について誓約される方

3. 農作業体験交流事業の内容

(1) 実施時期

令和 7 年 6 月 1 6 日（月）～令和 8 年 3 月 1 5 日（日）

(2) 募集期間

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）～令和 8 年 1 月 2 6 日（月）

(3) 募集人員

5 0 名程度

※ 申し込み多数の場合は、市外在住者を優先しますのでご了承をお願いします。

※ 定員になり次第、期日より早く受付を終了する場合がありますのでご了承をお願いします。

(4) 申込期限

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）～令和 8 年 1 月 2 6 日（月）まで

※体験希望日の概ね 5 0 日前までにお申し込みください。

(5) 体験期間

令和7年6月下旬頃～令和8年3月中旬頃

- ① トライコース（半日）（原則、1日あたり3時間以上。）
- ② チャレンジコース（1日（県外者の場合2日も可））
- ③ スーパーチャレンジコース（5日間程度）

(6) 農作業体験の受入先

南島原市農業委員会農作業体験交流部会会員

■ 南島原市農業委員

■ 南島原市農地利用最適化推進委員

■ 農業委員経験者・農地利用最適化推進委員経験者

(7) 体験内容

作業内容：土づくり、種まき、苗の植え付け、消毒・肥料散布、収穫など

栽培品目：バレイショ・タマネギ・イチゴ・インゲン・ブロッコリー・ダイコン
・レタス・カボチャ など

(8) 参加費用

- ① 農作業体験交流費用（体験指導等） 無料
- ② 受入先までの交通費、宿泊費、食事代、作業用手袋（軍手等）、長靴ほか農作業体験交流事業の準備に係る費用、体験が中止となった場合のキャンセル料等は参加者の自己負担となります。

※体験期間中の宿泊や食事については、参加者が手配してください。

(9) 準備するもの

作業のできる服装（作業着等）、運動靴、長靴、帽子、タオル、雨具（カッパ）、作業用手袋（軍手等）、飲料水等、昼食、保険証、その他必要と思われる物。

4. 参加申込等の手続き

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、南島原市農業委員会に様式第1号-1（一般・大学生用）、様式第1号-2（高校生用）の「南島原市農作業体験交流事業」申込書と様式第2号（誓約書）を添付して提出してください。

※高校生は保護者の同意が必要です。

(2) 体験受入先会員の決定

南島原市農業委員会農作業体験交流部会は参加申込書を基に、受入先会員の調整を行い

決定します。

(3) アンケート調査の実施

南島原市農業委員会農作業体験交流部会は、今後の農作業体験交流事業の参考とするため、農作業体験交流事業参加者にアンケート調査（様式第3号）を実施します。

(4) 体験までの流れ

- ① 農作業体験申込（市 HP 電子申請、郵送又は電子メール）
- ② 電話確認（申込内容や動機、日程などを確認させていただきます。）
- ③ 選考（電話確認内容をもとに、受入れの可否を行い選考結果を本人に連絡します。）
- ④ 受入先会員の調整
- ⑤ 調整結果の連絡（電話又は電子メール）
- ⑥ 参加者から受入先会員へ連絡
- ⑦ 最終確認の連絡（電話又は電子メール）
- ⑧ 農作業体験交流
- ⑨ アンケート調査の実施

5. 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、南島原市の個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

6. 損害の賠償

本事業の実施に際し、参加者（同伴者も含む。）がその責めに帰すべき事由により、受入先会員等の保有する施設、または機械器具を破損し、又は滅失したときは、受入先会員等の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

7. その他

- (1) 天候や災害の発生、または体験者、受入先会員の健康状態により、やむを得ず体験を中止する場合があります。
- (2) 参加申込書の内容により農作業体験交流事業を受けることができない場合があります。
- (3) ご本人の了承を得た上で、体験中の写真等を広報物に掲載させていただく場合があります。

附 則

この要領は、令和7年5月8日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。